

綿 ス フ 織 物 情 報

2018年(平成30年) 10月号 Vol. 1831

発行所: 一般財団法人 日本綿スフ機業同交会
東京都港区西麻布 1-8-7 綿工連会館 2F
TEL(03)3403-9671 FAX(03)3403-9679
URL : <http://www.jcwa-net.jp/>

主 な 内 容

「自主行動計画フォローアップ調査」実施／プルミエール・ヴィジョン・パリ2018開催／11月「下請取引適正化推進月間」の取組み／第122回繊維通商問題委員会開催／綿スフエ連広幅先染専門委員会開催／平成30年台風20号及び台風21号の影響に関する中小企業者対策(セーフティネット保証4号の指定)／EPA・TPPの動向／特許公開情報

●「自主行動計画フォローアップ調査」実施

日本繊維産業連盟と繊維産業流通構造改革推進協議会が「第2回繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画のフォローアップ調査」を実施した。前回(昨年10月)では繊維業界の回答率が低かったが、1年後となる今回は、各団体より傘下企業へこの調査の目的等を周知することとなり調査票を送付した。

この調査は、自主行動計画に基づき、取引慣行の改善の徹底、浸透を目的に各社の取引慣行改善の実施状況、課題などについてアンケート形式で実施された。

●プルミエール・ヴィジョン・パリ2018開催

9月19日(水)～21日(金)、パリのノールヴィルパント見本市会場において開催された。綿工連傘下企業から、播州の桑村繊維(株)、岡山の(株)ショーワ、備中のクロキ(株)、日本綿布(株)が出展した。

●11月「下請取引適正化推進月間」の取組み

中小企業庁及び公正取引委員会は、下請取引の適正化について、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)の迅速かつ的確な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法(以下「下請振興法」という。)に基づく振興基準の遵守を指導すること等を通じ、その推進を図っている。特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請法の普及・啓発事業を集中的に行っている。本年度は以下の取組を行う。

1. 平成30年度「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語(公正取引委員会との連携事業)

本年5月に、下請取引を行っている事業者には「下請取引適正化推進月間」の認知を目的にキャンペーン標語の一般公募を行ったところ、全国から521点の応募があった。厳正な審査の結果、入選作品5点を選定し、その中から特選作品を決定した。

特選作品は、平成30年度下請取引適正化推進月間のキャンペーン標語として、下請取引適正化推進月間のポスター、下請取引適正化推進講習会テキストの表紙などに使用するほか、全国各地で実施する下請取引適正化推進講習会で発表するなど、事業者のコンプライアンスに資するよう幅広く活用する。

○特選作品

「見直そう 働き方と 適正価格」 渡辺 佳幸さん(愛知県)

2. 普及・啓発

(1) 下請取引適正化推進講習会の開催(公正取引委員会との連携事業)

47都道府県(62会場)において、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請法及び下請振興法の趣旨・内容を周知徹底する。

(2) 下請取引適正化推進シンポジウム・セミナーの開催(中小企業庁独自事業)

中小企業の公正な取引環境の実現に向けて、全国8ヶ所で下請法・独禁法に詳しい弁護士による基調講演、取引条件改善に向けた企業の独自の取組を紹介するシンポジウム・セミナーを開催。

(3) 適正取引推進講習会(テキトリ講習会)の開催(中小企業庁独自事業)

日頃感じている、下請取引における疑問や不安を一挙解決する。親事業者と下請事業者の適正な取引の推進を図るため、「下請法」、「下請ガイドライン」、「消費税転嫁対策特別特措法」の3つに関する講習会を開催しており、「出張講習」も無料で実施している。

(4) 下請かけこみ寺の利用促進(中小企業庁独自事業)

「下請かけこみ寺」(全国48ヶ所に設置)では、中小企業が抱える取引上の悩み相談を受け付けている。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行う。また、取引先と価格交渉を行う上で必要となる基本的な法律の知識、ノウハウについて解説を行う「価格交渉セミナー」を実施。

(5) 広報誌等への掲載・掲示(公正取引委員会との連携事業)

- ・ ホームページ、メールマガジンを通じた広報
- ・ ポスターを公正取引委員会、経済産業省、都道府県、中小企業関係団体、事業者団体等の施設に掲示
- ・ 都道府県や中小企業関係団体、事業者団体等の機関誌を通じた広報



【下請取引適正化推進月間ポスター】



●第122回繊維通商問題委員会開催

9月26日(水)、織産連の第122回繊維通商問題委員会が東京の繊維会館において開催された。当日は(1)日本の繊維貿易の現況について(2018年1-7月期、2018年7月・織産連説明)、(2)各国とのEPA交渉状況について(経産省説明)、(3)日中韓経済貿易についての説明と意見交換があった。

1. 輸出入全般の動向

2018年1-7月期の繊維貿易

	円ベース		ドルベース	
	百万円	前年同期比(%)	百万ドル	前年同期比(%)
輸出	512,514	102.7	4,704	105.8
輸入	2,328,655	104.6	21,356	107.9

①2018年7月単月に関しては、輸出は円ベースで76,239百万円(前年同月比102.1%)、輸入は円ベースで357,761百万円(前年同月比112.3%)。

②2018年1-7月累計の繊維品別輸出入実績に関しては、輸出(円ベース)の前年同期比は繊維原料は99.9%、糸類(紡績糸・合繊糸)は103.1%で、うち綿糸は103.2%、毛糸は143.4%、合繊糸は102.2%。織物は98.6%で、うち綿織物は95.6%、毛織物は108.4%、合繊織物は98.7%。二次製品は106.3%。輸入(円ベース)の前年同期比は繊維原料は109.2%、糸類(紡績糸・合繊糸)は104.2%で、うち綿糸は98.5%、毛

糸は108.1%、合繊糸は107.0%。織物は103.7%で、うち綿織物は102.1%、毛織物は108.6%、合繊織物は103.6%。二次製品は104.6%。

2. 各国・地域別輸出入の動向

①輸出(2018年1-7月累計)

I. 2018年1-7月の前年同期比(円ベース)は、東南アジア(中国含む)向けは103.1%、欧州106.9%。

II. アジアにおいては中国が102.2%。シェアは29.8(前年同期比-0.1ポイント)。アセアン主要国は前年同期比でインドネシアが109.8%、マレーシア100.8%、ミャンマー121.9%、ベトナム108.2%。アセアン全体では106.2%、シェアは25.4%(前年同期比+0.8ポイント)と安定した伸び。また、カンボジアは99.6%と減少傾向が続く。アセアン以外では、パキスタン126.0%、バングラデシュが117.0%、インド114.4%と引き続き伸長。台湾は97.4%。欧州ではイギリスが108.4%、フランス104.4%、ドイツが108.5%、イタリア111.9%。

III. 米州は107.4%、シェアは10.5%で前年同期比+0.5ポイント。

②輸入(2018年1-7月累計)

I. 2018年1-6月累計の前年同期比(円ベース)は、東南アジア(中国含む)が104.4%、米州101.4%、欧州108.8%。

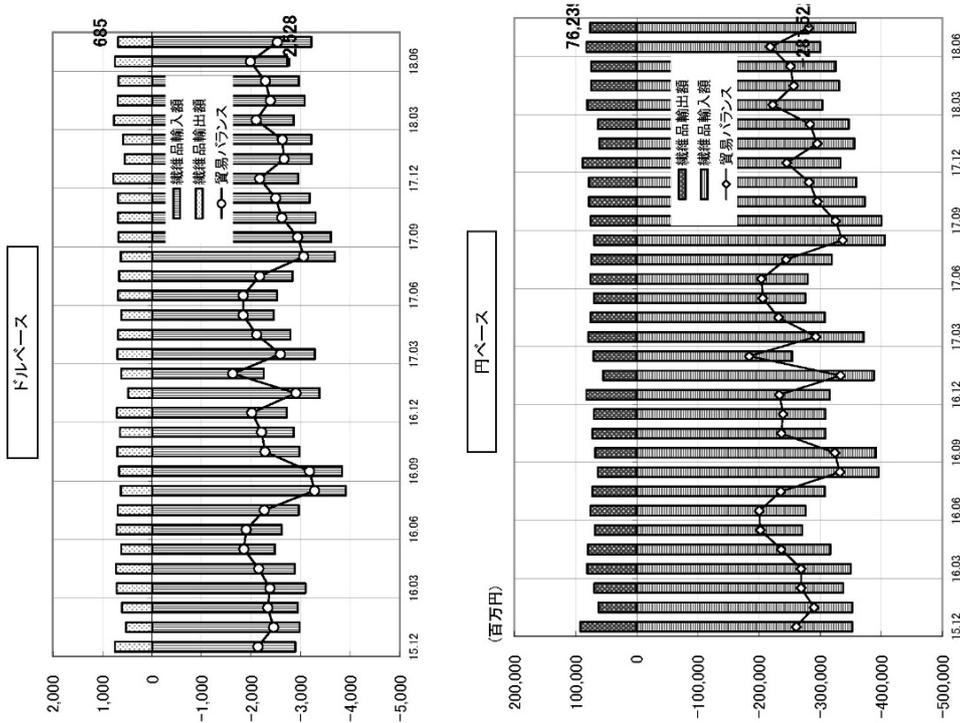
II. アジアでは中国が99.9%。シェアは56.5%(前年同期比-2.7ポイント)と引き続き減少。

III. アセアン全体では113.8%。主要国はベトナム118.2%、インドネシア108.8%、カンボジアが118.0%、マレーシアが105.8%、ミャンマー115.6%、タイ106.1%と伸びている。アセアンのシェアは26.2%(前年同期比+2.1ポイント)と安定した伸びが続く。ベトナムのシェアは12.2%(前年同期比+1.4ポイント)と堅調。アセアン以外ではパキスタン121.3%、バングラデシュは119.2%、インド109.2%、台湾103.7%、イギリス110.0%、フランス108.0%、イタリア106.4%、アフリカ102.8%。



輸出入動向

年月	繊維品輸出額		繊維品輸入額		貿易バランス		為替レート 円
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	
15.12	751.5	91,558	2,892.4	352,409	-2,140.9	-260,851	121.84
16.01	524.9	62,064	2,979.3	352,300	-2,454.4	-290,236	118.25
16.02	602.3	69,273	2,940.0	338,156	-2,337.7	-286,883	115.02
16.03	716.5	81,013	3,096.6	350,138	-2,380.1	-269,125	113.07
16.04	726.9	79,876	2,881.0	316,561	-2,154.1	-236,685	109.88
16.05	624.5	68,168	2,478.2	270,494	-1,853.7	-202,326	109.15
16.06	716.1	75,537	2,618.4	276,214	-1,902.3	-200,677	105.49
16.07	693.9	72,093	2,961.7	307,717	-2,267.8	-235,624	103.90
16.08	627.5	63,549	3,909.8	395,941	-3,282.3	-332,392	101.27
16.09	658.5	67,192	3,834.7	391,294	-3,176.2	-324,102	102.04
16.10	697.2	72,382	2,976.0	308,967	-2,278.8	-236,585	103.82
16.11	645.3	69,813	2,857.5	309,129	-2,212.2	-239,316	108.18
16.12	707.6	82,046	2,722.4	315,665	-2,014.8	-233,619	115.95
17.01	477.1	54,737	3,380.6	387,856	-2,903.5	-333,119	114.73
17.02	621.9	70,316	2,249.3	254,308	-1,627.4	-183,992	113.06
17.03	695.7	78,616	3,288.5	371,628	-2,592.8	-293,012	113.01
17.04	685.1	75,400	2,795.2	307,642	-2,110.1	-232,242	110.06
17.05	619.7	69,532	2,457.4	275,743	-1,837.7	-206,211	112.21
17.06	683.2	75,772	2,522.1	279,729	-1,838.9	-203,957	110.91
17.07	663.8	74,636	2,834.5	318,706	-2,170.7	-244,070	112.44
17.08	632.1	69,479	3,694.4	406,054	-3,062.3	-336,575	109.91
17.09	675.4	74,757	3,615.9	400,203	-2,940.4	-325,446	110.68
17.10	686.3	77,530	3,303.0	373,106	-2,616.6	-295,576	112.96
17.11	686.0	77,467	3,183.3	359,458	-2,497.3	-281,991	112.92
17.12	778.7	87,967	2,951.0	333,379	-2,172.3	-245,412	112.97
18.01	552.7	61,227	3,217.8	356,432	-2,665.1	-295,205	110.77
18.02	586.9	63,276	3,215.8	346,723	-2,628.9	-283,447	107.82
18.03	763.9	80,970	2,864.5	303,639	-2,100.6	-222,669	106.00
18.04	692.2	74,365	3,082.1	331,110	-2,389.9	-256,745	107.43
18.05	676.0	74,153	2,967.1	325,458	-2,291.1	-251,305	109.69
18.06	747.8	82,295	2,732.4	300,648	-1,984.6	-218,363	110.03
18.07	684.6	76,239	3,212.4	357,761	-2,527.8	-281,522	111.37
18.01-07	4,704.1	512,514	21,355.4	2,328,655	-16,651.3	-1,816,141	
前年同期額	4,446.4	499,009	19,527.6	2,195,612	-15,081.2	-1,696,603	
前年同期比	257.7	13,505	1,827.8	133,043	-1,570	-119,538	
	105.8%	102.7%	109.4%	106.1%	110.4%	107.0%	





繊維品輸出総括表7月実績、1-7月対比

品目	単位	2017年1~7月			2018年1~7月			前年同期比(%)			2018年7月			前年同月比(%)		
		数量	千ドル	百万円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円
繊維原料	トン	294,174	532,465	59,781	280,259	548,287	59,726	95.3	103.0	99.9	37,915	74,376	8,283	95.2	98.4	97.4
合繊短繊維	トン	108,410	399,793	44,882	106,511	430,653	46,909	98.2	107.7	104.5	14,615	58,446	6,509	99.0	101.5	100.5
セルロース短繊維	トン	11,264	51,051	5,738	8,702	39,600	4,314	77.3	77.6	75.2	1,258	5,331	594	87.6	76.9	76.2
糸類	トン	76,708	625,517	70,224	77,288	664,599	72,390	100.8	106.2	103.1	10,703	92,716	10,326	98.2	107.4	106.4
毛糸	トン	208	6,345	710	255	9,311	1,018	122.3	146.7	143.4	67	2,273	253	155.8	181.3	179.4
綿糸	トン	2,067	13,293	1,494	1,991	14,200	1,542	96.3	106.8	103.2	59	682	76	13.6	26.3	26.0
合繊糸	トン	63,703	458,818	51,509	64,079	483,500	52,663	100.6	105.4	102.2	9,249	70,002	7,796	102.2	112.2	111.1
セルロース繊維糸	トン	7,419	92,415	10,379	7,511	99,984	10,890	101.2	108.2	104.9	914	12,194	1,358	107.5	115.1	114.0
織物類	千㎡	472,270	1,390,950	156,056	472,127	1,413,086	153,941	100.0	101.6	98.6	64,492	206,112	22,955	91.9	95.2	94.3
綿織物	千㎡	66,996	254,382	28,533	63,963	250,647	27,284	95.5	98.5	95.6	7,743	31,743	3,535	86.6	91.8	90.9
絹織物	千㎡	2,871	29,835	3,347	2,859	27,798	3,025	99.6	93.2	90.4	426	3,665	408	96.6	84.2	83.3
毛織物	千㎡	10,809	99,898	11,191	10,804	110,701	12,129	100.0	110.8	108.4	2,431	27,959	3,114	96.1	108.8	105.8
合繊織物	千㎡	323,689	762,924	85,606	332,347	775,744	84,475	102.7	101.7	98.7	45,004	108,736	12,110	91.6	92.6	91.7
セルロース繊維織物	千㎡	29,963	125,803	14,115	28,244	128,123	13,949	94.3	101.8	98.8	3,926	17,143	1,909	99.7	101.2	100.3
二次製品	トン	105,587	1,897,489	212,949	113,151	2,078,136	226,456	107.2	109.5	106.3	17,210	311,352	34,675	111.6	109.1	108.1
衣類	トン	2,228	313,634	35,246	2,358	354,525	38,656	105.8	113.0	109.7	415	59,597	6,637	109.8	114.8	113.7
その他	トン	103,359	1,583,835	177,704	110,793	1,723,611	187,800	107.2	108.8	105.7	16,795	251,755	28,038	111.7	107.9	106.8
総計	トン	542,748	4,446,409	499,011	536,745	4,704,108	512,514	98.9	105.8	102.7	75,055	684,556	76,239	98.4	103.1	102.1

(注) 1. 「繊維品」の範囲は統計分類1404.20.4015.4203.4303.4304.50~63(EX.5604).65.7019.12.7019.19200.7019.19900.7019.40~59である。
2. 糸類には人造繊維の長繊維糸(小売用)(5406.00-000)を含む。

繊維品輸入総括表7月実績、1-7月対比

品目	単位	2017年1~7月			2018年1~7月			前年同期比(%)			2018年7月			前年同月比(%)		
		数量	千ドル	百万円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円
繊維原料	トン	169,710	373,193	41,935	177,839	420,097	45,810	104.8	112.6	109.2	24,800	59,929	6,674	105.6	115.8	114.7
まゆ・生糸	トン	326	15,599	1,756	325	17,729	1,938	99.9	113.6	110.3	36	1,986	221	94.7	115.5	114.5
羊毛等	トン	7,384	77,042	8,660	6,959	87,269	9,513	94.3	113.3	109.8	865	12,465	1,388	79.2	122.4	121.2
綿花	トン	64,505	100,789	11,327	62,596	102,052	11,127	97.0	101.3	98.2	8,421	13,955	1,554	100.6	101.0	100.1
合繊短繊維	トン	45,604	92,886	10,433	51,516	112,478	12,271	113.0	121.1	117.6	7,699	17,798	1,982	120.1	133.3	132.0
セルロース短繊維	トン	6,377	19,981	2,243	9,766	23,327	2,542	116.6	116.7	113.4	1,465	3,516	392	131.6	125.6	124.4
糸類	トン	171,158	684,695	76,925	175,088	734,781	80,190	102.3	107.3	104.2	26,050	112,170	12,492	109.3	116.3	115.2
毛糸	トン	4,069	82,779	9,297	4,026	92,074	10,051	98.9	111.2	108.1	632	15,061	1,677	110.1	119.5	118.3
綿糸	トン	735	37,417	4,205	677	40,421	4,405	92.1	108.0	104.7	84	5,273	587	92.3	111.6	110.5
綿糸	トン	33,923	134,459	15,109	33,411	136,359	14,890	98.5	101.4	98.5	5,412	22,026	2,453	112.6	115.6	114.5
合繊糸	トン	119,609	366,438	41,162	124,423	403,762	44,056	104.0	110.2	107.0	18,008	59,325	6,607	108.0	115.7	114.6
セルロース糸	トン	8,971	42,750	4,805	8,792	41,674	4,548	98.0	97.5	94.7	1,283	6,146	684	124.3	120.3	119.2
織物類	千㎡	530,454	773,989	86,929	553,184	825,846	90,127	104.3	106.7	103.7	74,461	125,465	13,973	106.7	106.8	105.8
綿織物	千㎡	146,482	146,276	16,434	151,270	153,831	16,786	103.3	105.2	102.1	19,682	21,695	2,416	96.8	98.0	97.0
絹織物	千㎡	2,940	26,199	2,942	2,468	27,288	2,982	84.6	104.2	101.4	343	4,178	465	87.1	108.1	106.9
毛織物	千㎡	11,836	103,973	11,642	11,273	115,659	12,644	95.2	111.2	108.6	1,865	21,181	2,359	95.2	102.0	101.0
合繊織物	千㎡	307,381	324,805	36,496	321,043	346,493	37,803	104.4	106.7	103.6	45,345	51,633	5,750	114.6	111.8	110.7
セルロース織物	千㎡	42,856	27,321	3,071	48,191	32,023	3,497	112.4	117.2	113.9	4,559	4,666	520	94.3	145.5	144.0
二次製品	トン	1,081,502	17,965,829	2,019,932	1,138,001	19,374,715	2,112,529	105.2	107.8	104.6	166,570	2,914,796	324,621	108.9	113.5	112.4
衣類	トン	559,570	14,790,253	1,663,142	593,712	16,012,804	1,745,898	106.1	108.3	105.0	86,742	2,433,581	271,028	111.6	114.9	113.8
その他	トン	521,933	3,175,576	356,791	544,290	3,361,911	366,631	104.3	105.9	102.8	79,828	481,216	53,593	106.1	106.9	105.9
総計	トン	1,538,881	19,797,705	2,225,722	1,610,426	21,355,419	2,328,655	104.6	107.9	104.6	234,714	3,212,360	357,761	108.1	113.3	112.3

(注) 1. 「繊維品」の範囲は統計分類1404.20.4015.4203.4303.4304.50~63(EX.5604).65.7019.12.7019.19090.7019.40~59である。
2. 糸類には人造繊維の長繊維糸(小売用)(5406.00)を含む。



●綿スフ工連広幅先染専門委員会開催

9月27日(木)ー28日(金)、福岡県久留米市において広幅先染専門委員会が開催された。綿スフ工連傘下の先染産地から26名が参加した。当日は会議に先立ち、タイヤ製造販売企業「株式会社ブリヂストン」で国内最初のタイヤが生まれた久留米工場を見学した後、市内のホテルにおいて委員会を開催した。会議では、綿工連事務局より①平成29年度会計報告、②平成31年度予算概算要求(中小企業関係)等、③消費税軽減税率制度の周知について説明があった。さらに、経産省及び織産連からの要請で「外国人技能実習制度の適正な実施の取組」への協力依頼について説明を行い、そのための委員会を工連で開催することが報告された。また、各出席産地から産地の現況や実施している事業等について発表があり、意見交換を行った。

翌日は、九州組合傘下企業で久留米緋や作務衣などの製品も製造している「宮田織物株式会社」と、伝統的手法で久留米緋を生産する「野村織物有限会社」を見学した。

●平成30年台風20号及び台風21号の影響に関する中小企業者対策 (セーフティネット保証4号の指定)

9月28日、和歌山県、滋賀県、京都府、大阪府、及び兵庫県から、平成30年台風20号及び台風21号によって多数の中小企業・小規模事業者が事業活動に影響を受けている、または受けるおそれが生じたとして、セーフティネット保証4号(※)指定の要請があった。

※ 売上高等が減少している中小企業・小規模事業者の資金繰り支援措置として、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の100%を保証する制度(下記参考)。

これを踏まえ、経済産業省から平成30年台風20号及び台風21号の影響により売上高等が減少している中小企業者・小規模事業者の資金繰り支援措置として、以下の地域を対象にセーフティネット保証4号が発動されることとなった。

【指定地域】

○平成30年台風20号に係る指定地域

和歌山県：和歌山市、海南市、田辺市、新宮市、紀の川市、広川町、白浜町

○平成30年台風21号に係る指定地域

滋賀県： 全域

京都府： 京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、精華町、南山城村、京丹波町

大阪府： 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町

兵庫県： 神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、豊岡市、宝塚市、新温泉町

和歌山県： 和歌山市、海南市、橋本市、御坊市、新宮市、紀の川市、高野町、湯浅町、広川町、美浜町、みなべ町、白浜町、串本町

セーフティネット保証4号の概要

参考資料③

1. 制度概要

○自然災害等の突発的事由(噴火、地震、台風等)により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証(100%保証)を行う制度。

2. 災害の指定基準

- (1)災害の発生に基因して、多数の中小企業・小規模事業者が直接又は間接的に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとして都道府県から指定の要請があった場合であって、国として指定する必要があると認めるとき
- (2)災害救助法が適用された災害及び地域

3. 対象中小企業者

- (イ)指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ)災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同様に比して20%以上減少することが見込まれること。
(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

4. 内容(保証条件)

- | | | |
|-----------------------------|-----|---|
| ①対象資金：経営安定資金 | → { | 【一般保証限度額】
普通保証 2億円以内
無担保保証 8,000万円以内
+
【別枠保証限度額】
普通保証 2億円以内
無担保保証 8,000万円以内 |
| ②保証割合：100%保証 | | |
| ③保証限度額：無担保8,000万円、普通2億円(別枠) | | |
| ④保証人：原則第三者保証人は不要 | | |

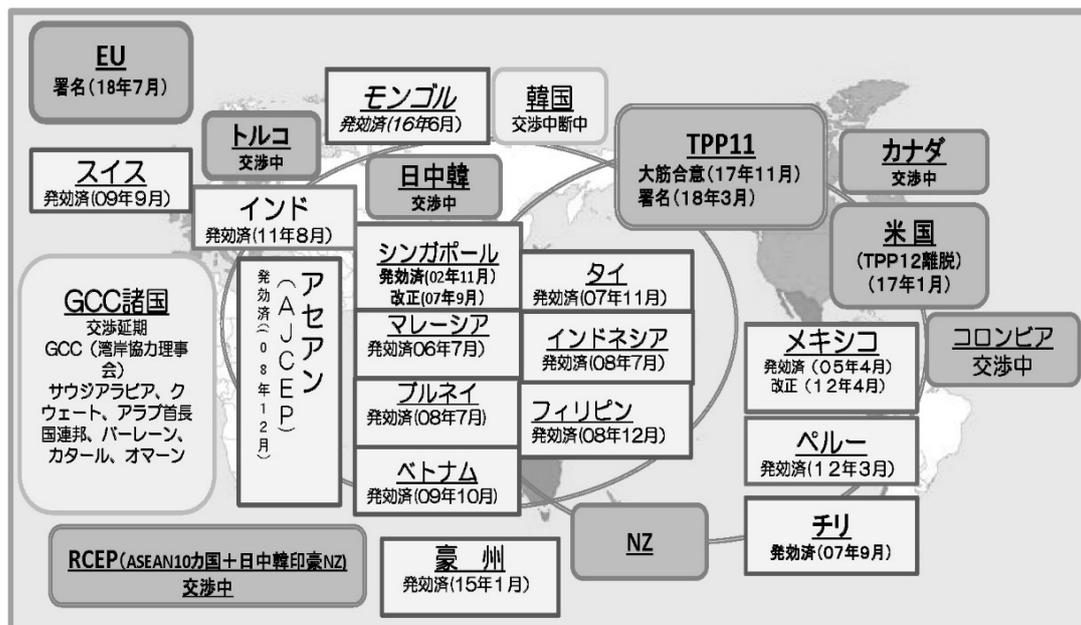


EPA (経済連携協定) / TPP (環太平洋パートナーシップ協定) の動向

●我が国のEPAへの取組状況

我が国のEPA取組状況

- 発効済(14カ国1地域): シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル
- 大筋合意等: TPP11(大筋合意)18年3月に署名、TPP12(16年2月署名、米国17年1月離脱)、日EU(大枠合意、交渉妥結)18年7月に署名
- 交渉中(3カ国、4地域): RCEP、日中韓、AJCEPサービス・投資章(実質合意)、カナダ、コロンビア、トルコ
- その他(1カ国1地域): 韓国(交渉中断中)、GCC(湾岸協力)



TPP11参加国: カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、日本、ブルネイ、バトナム、マレーシア、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、米国 (TPP12離脱: 2017年1月)

EPA(経済連携協定)の現状(発効済・署名済)

○これまで20か国と18の経済連携協定(EPA)が発効済・署名済。

◆:交渉 ☆:署名 ★:発効 △:改正議定書署名 ▲:改正議定書発効

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
シンガポール	◆(1月)	★(11月)					△(3月)	▲(9月)									
メキシコ		◆(11月~)		★(4月)								△(9月)	▲(4月)				
マレーシア			◆(1月~)			★(12月)	★(7月)										
チリ					◆(2月~)	★(3月)	★(9月)										
タイ			◆(2月~)				★(4月)	★(11月)									
インドネシア					◆(7月~)		★(3月)	★(7月)									
ブルネイ					◆(6月~)	★(6月)	★(7月)										
ASEAN全体 (AJCEP)(注)		《物品貿易等》		◆(6月~)		★(4月)	★(12月)			《サービス・投資》	◆(10月~)						
フィリピン		◆(2月~)			★(9月)		★(12月)										
スイス					◆(5月~)		★(2月)	★(9月)									
ベトナム					◆(1月~)		★(12月)	★(10月)									
インド					◆(1月~)					★(2月)	★(15日)						
ペルー							◆(6月~)		★(5月)	★(3月)							
豪州					◆(4月~)								★(7月)	★(11月)			
モンゴル											◆(6月~)		★(2月)	★(6月)			
TPP12												◆(7月~)		★(2月)			
TPP11																◆(5月~)	★(3月)
EU												◆(4月~)					★(7月)

(注) ASEAN全体とのEPAは、物品貿易等について、2008年12月に日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマー、2009年1月にブルネイ、同2月にマレーシア、同6月にタイ、同12月にカンボジア、2010年7月にフィリピン、2018年3月にインドネシアとの間で発効し、全ての参加国間で発効済。また2010年10月より、サービス章・投資章について交渉開始し、2013年12月にルール部分において実質合意。残された技術的論点の調整や、サービス分野の市場アクセスについて現在交渉中。

4

EPA(経済連携協定)の現状(交渉中等)

◆:交渉開始

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
韓国 (注1)		◆(12月~)														
GCC (注2)				◆(9月~)												
カナダ											◆(11月~)					
コロンビア											◆(12月~)					
日中韓											◆(3月~)					
RCEP (注3)												◆(5月~)				
トルコ													◆(12月~)			
ASEAN全体 (AJCEP)						《サービス・投資》			◆(10月~)							

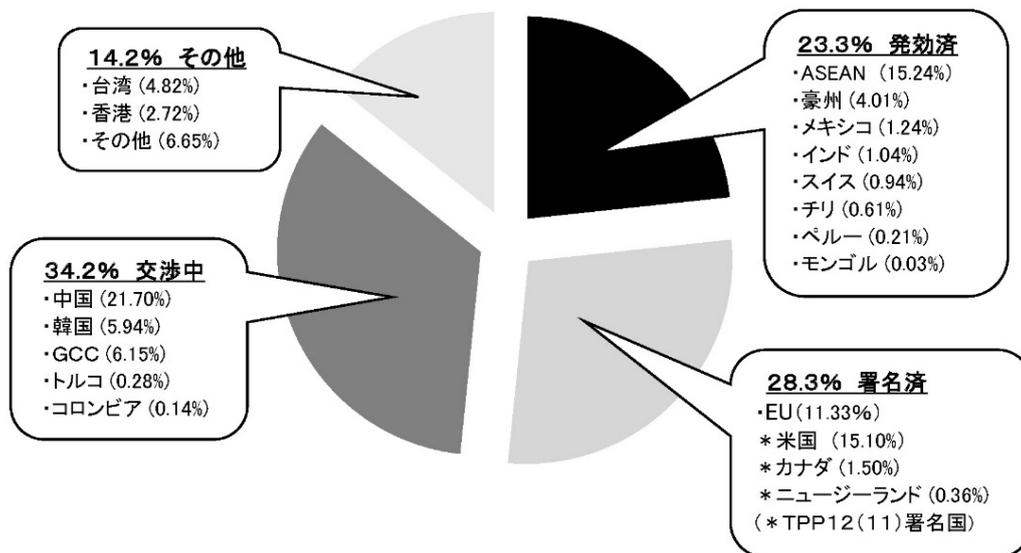
(注1) 韓国とは、2004年11月以降交渉が中断。2010年5月の日韓首脳会談において、交渉再開に向けたハイレベルの事前協議を行うことで一致。これを受けて同年9月には交渉再開に向けた第1回局長級協議、2011年5月には第2回局長級協議を開催。

(注2) GCC(湾岸協力理事会)加盟国:バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦。GCCとの交渉は延期中。

(注3) RCEP: 東アジア地域包括的経済連携。ASEAN10か国にEPA/FTAを有する日中韓印豪NZ6か国が交渉に参加する広域経済連携。

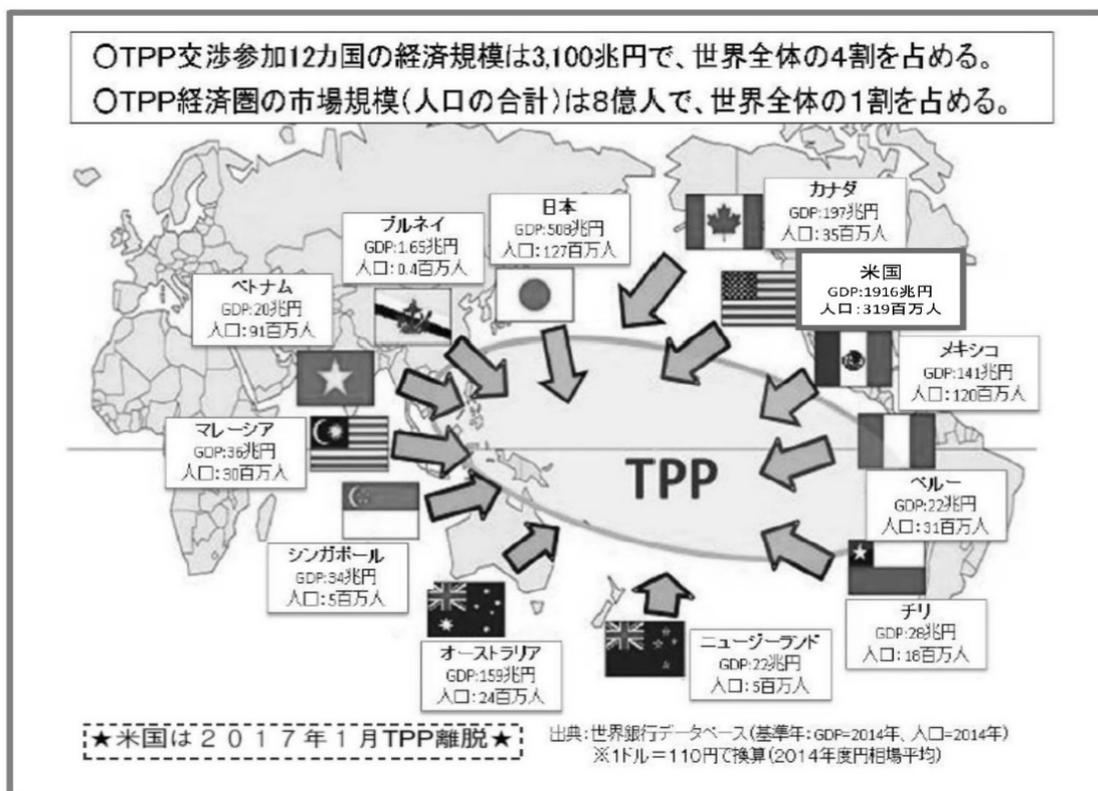


日本の貿易総額に占める国・地域の貿易総額の割合 (2018年4月)



出典：財務省貿易統計(2018年4月)、ただし、米、韓、EUについては、IMF Direction of Trade Statistics(2018年4月)

●TPPの概要



●TPPをめぐる動き

TPP11は現時点で、メキシコ、日本、シンガポールの3か国が国内手続きを終えたが、6か国の手続き完了が発効の要件であり、国内手続き完了を寄託国であるニュージーランドに通知後60日後に発効となるため年内の発効がどうなるかが注視される。



TPP11の概要

1 意義

○経済的意義

- モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを、アジア太平洋に構築し、自由で公正な巨大市場(世界のGDPの約13%、貿易総額の15%、人口約5億人)を作り出す。
- 今後、人口減少が見込まれる我が国にとって、アジア太平洋地域の巨大市場を活用することで新たな成長が期待される。

○戦略的意義

- 自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々とともに今後の世界の貿易・投資ルールの新たなスタンダードを提供。
- アジア太平洋地域において、普遍的価値を共有する国々との間で経済的な相互依存関係を深めていくことは、地域の成長・繁栄・安定にも資する。

2 経緯

2010年3月	TPP交渉開始(当初は8か国)
2013年7月	日本が交渉参加
2016年2月	TPP12署名(於: NZ・オークランド)
2017年	
・1月20日	日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通知
・1月23日	トランプ大統領、TPP離脱の大統領覚書
・3月14-15日	TPP11閣僚会合(チリ)
・5月21日	TPP11閣僚会合(ベトナム・ハノイ)
	→ TPPの早期発効に向けた選択肢を11月のAPEC首脳会合までに検討することで合意
・7月-11月	TPP11首席交渉官会合(4回開催) (於: 箱根、シドニー、高輪、舞浜)
・11月8-10日	TPP11閣僚会合(ベトナム・ダナン)
	→ 11か国によるTPP新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意(大筋合意)
2018年1月23日	首席交渉官会合(東京)にて協定文確定
2018年3月8日	署名式(チリ・サンティアゴ)

3 TPP11協定の主な内容

「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」
条文概要(全7条)

- 第1条 TPP協定の組み込み
- 第2条 特定の規定の適用の停止(凍結)
→ 22項目を凍結(うち11項目は知的財産関連) ※次頁参照
- 第3条 効力発生(6か国の締結完了)
- 第4条 脱退
- 第5条 加入
- 第6条 本協定の見直し
→ TPPの効力発生が差し迫っている場合又はTPPが効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ、この協定の改正及び関係する事項を検討するため、この協定の運用を見直す。
- 第7条 正文(英、仏、西)

1

凍結項目一覧

- | | |
|---------------------------------|---|
| ○ 急送少額貨物(第5・7条1(f)の第2文) | ○ 一般医薬品データ保護(第18・50条) |
| ○ ISDS(投資許可、投資合意)関連規定(第9章) | ○ 生物製剤データ保護(第18・51条) |
| ○ 急送便附属書(附属書10-B 5及び6) | ○ 著作権等の保護期間(第18・63条) |
| ○ 金融サービス最低基準待遇関連規定(第11・2条の一部等) | ○ 技術的保護手段(第18・68条) |
| ○ 電気通信紛争解決(第13・21条1(d)) | ○ 権利管理情報(第18・69条) |
| ○ 政府調達(参加条件)(第15・8条5) | ○ 衛星・ケーブル信号の保護(第18・79条) |
| ○ 政府調達(追加的交渉)(第15・24条2の一部) | ○ インターネット・サービス・プロバイダ(第18・82条、附属書18-E、附属書18-F) |
| ○ 知的財産の内国民待遇(第18・8条(脚注4の第3~4文)) | ○ 保存及び貿易(第20・17条5の一部) |
| ○ 特許対象事項(第18・37条2、第18・37条4の第2文) | ○ 医薬品・医療機器に関する透明性(附属書26-A第3条) |
| ○ 審査遅延に基づく特許期間延長(第18・46条) | ○ ブルネイの投資・サービス留保表の一部(附属書IIの一部) |
| ○ 医薬承認審査に基づく特許期間延長(第18・48条) | ○ マレーシアの国有企業留保表の一部(附属書IVの一部) |

なお、凍結項目に入らなかったが、一定期間猶予する内容(2項目)についてはサイドレター(補足文書)を交わすこととなる。

TPP11の効果

経済効果

< TPP11 >

- ・実質GDP：約1.5%押し上げ
(2016年度GDP水準で換算すると約8兆円に相当)
- ・労働供給：約0.7% (約46万人) 増加

上記の経済効果は、一時的な需要喚起ではなく、我が国の成長力を持続的に高めるもの。

(参考) TPP11発効による農林水産物の生産額減少額 : 約900~1,500億円

21世紀型ルール(主要なもの)

<投資>

投資先の国が投資企業に対し技術移転等を要求することの禁止

<貿易円滑化>

急送貨物の迅速な税関手続(6時間以内の引取)を明記

<電子商取引>

国境を越える情報の自由な流通の確保、デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止
ソースコード(ソフトウェアの設計図)移転・アクセス要求の禁止、サーバー現地化要求の禁止

<国有企業>

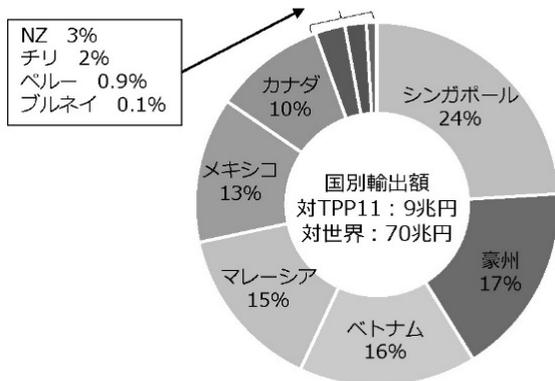
非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼすことの禁止

<知的財産>

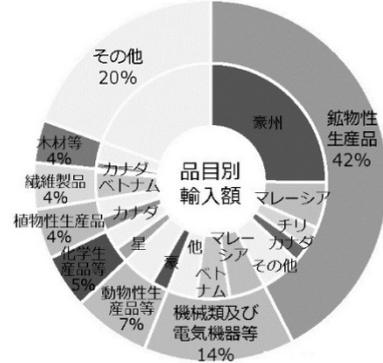
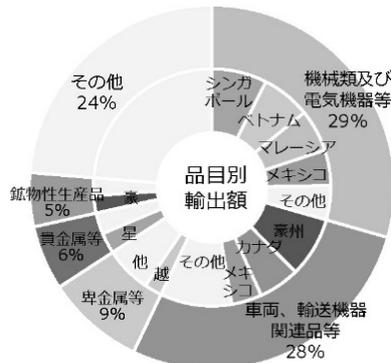
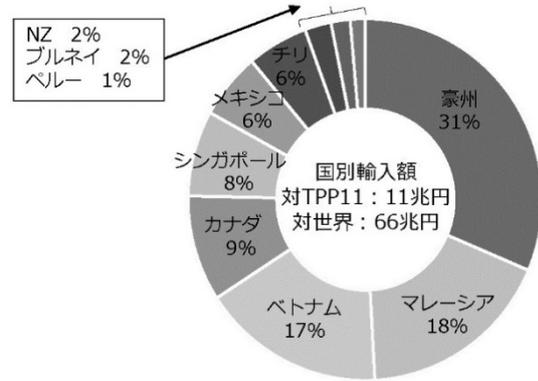
模倣・偽造品等に対する厳格な規律

(参考) 日本とTPP11との貿易関係

日本からTPP11への輸出額(2016年)



日本のTPP11からの輸入額(2016年)





2015年10月5日に大筋合意したTPP12協定の工業製品(繊維分野を含む)の概要

(1) 市場アクセス(関税撤廃)

相手国及び我が国の工業製品の即時撤廃率及び関税撤廃率

1. 相手国側

- ◆ TPP11カ国全体
 - ・ 即時撤廃率:(品目数ベース)86.9%、(貿易額ベース)76.6%
 - ・ 関税撤廃率:(品目数ベース)99.9%、(貿易額ベース)99.9%

◆ 各国別

国名	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
米国	90.9%	67.4%	100%	100%
カナダ	96.9%	68.4%	100%	100%
ニュージーランド	93.9%	98.0%	100%	100%
豪州	91.8%	94.2%	99.8%	99.8%
ブルネイ	90.6%	96.4%	100%	100%
チリ	94.7%	98.9%	100%	100%
マレーシア	78.8%	77.3%	100%	100%
メキシコ	77.0%	94.6%	99.6%	99.4%
ペルー	80.2%	98.2%	100%	100%
シンガポール	100%	100%	100%	100%
ベトナム	70.2%	72.1%	100%	100%

2. 日本側

- ◆ TPP11カ国全体
 - ・ 即時撤廃率:(品目数ベース)95.3%、(貿易額ベース)99.1%
 - ・ 関税撤廃率:(品目数ベース)100%、(貿易額ベース)100%

※少数点第二位を四捨五入。但し、99.9%以上100%未満については、少数点第二位を切り捨て。

※即時撤廃率、関税撤廃率の算出にあたり、「品目数ベース」の数値については各国の2010年1月時点の国内細分に基づき計算、「貿易額ベース」の数値については、2010年における日本から各国への輸出額に基づき計算。

3

我が国の工業製品関税に関する大筋合意結果の概要

品目名	譲許内容	具体的品目	基準税率 (注:有税品目)
工業用アルコール	8年目撤廃	変性アルコール	27.2%, 38.1円/ℓ
	11年目撤廃	エチルアルコール	10%
石油	即時撤廃	軽油・重油・灯油等ほぼ全て	0~7.9%, 1,229円/kℓ等
	11年目撤廃	一部の揮発油(自動車用)	1,056円/kℓ
化学	即時撤廃	プラスチック原料 有機化学品、無機化学品等	1.6~6.5%
皮革・履物	11年目撤廃	革製かばん、ハンドバック 革靴(関税割当品目)等	8~16% 1次17.3%~24% 2次30%又は4,300円/足高い方等
	16年目撤廃	毛皮、野球用グローブ等 ゼラチン、にかわ	12.5~30% 17%
繊維・繊維製品	即時撤廃	繊維・繊維製品ほぼ全て	生地:1.9~14.2%、 衣類:4.4~13.4%
	11年目撤廃	一部の衣類 (化合繊維オーバーコート等)	7.4~12.8%
非鉄金属	11年目撤廃 ※銅、亜鉛、鉛の一部は即時撤廃 ※フェロアロイ、ニッケルは、対米、加、NZ、豪のみ11年目撤廃。他国は即時撤廃	銅、亜鉛、鉛	銅:3%又は15円/kg低い方等 亜鉛:4.3円/kg等 鉛:2.7円/kg
		フェロアロイ、ニッケル	フェロアロイ:2.5%~6.3% ニッケル:3%等

※フェロアロイ、ニッケルを除き、各品目の譲許内容は11カ国共通。

(2) 繊維分野についての各国の関税撤廃(譲許)について

① 日本(上表に示すとおり)

品目	譲許内容	基準税率
繊維・繊維製品ほぼ全て	即時撤廃	生地: 1.9~14.2% 衣類: 4.4~13.4%
一部の衣類((<u>化合織製オーバーコート等</u>))	11年目撤廃	7.4~12.8%

② カナダ

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
紡織用繊維及び製品(糸、テキスタイル)の一部	即時撤廃	4.5%~14%
タオルの一部(今治タオル等)	即時撤廃	17%
衣類の一部	即時撤廃、4年目撤廃	6%~18%
じゅうたんの一部	6年目撤廃	6.5%~14% 12

③ ニュージーランド

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
紡織用繊維の織物類(プラスチックを染み込ませたもの)	即時撤廃、5年目撤廃	5%
不織布(化合織)	5~7年目撤廃	5%
ひも、綱	5~7年目撤廃	5%

④ オーストラリア

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2015年1月発効)
男子用スーツ、ジャケット等の大部分	3、4年目撤廃	10%	2021年4月までに撤廃
じゅうたん	4年目撤廃	5%	2021年4月撤廃

⑤ ベトナム

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2009年10月発効)
綿糸及び綿織物	即時撤廃	5%~12%	2019年4月までに撤廃、関税削減
化合織(繊維・糸織物)	即時撤廃	5%~12%	2025年4月までに撤廃、関税削減
衣類	即時撤廃	5%~20%	2019年4月撤廃
タオルの一部(今治タオル等)	即時撤廃	12%	2019年4月撤廃



⑥米国(離脱)

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
化合繊維(繊維・糸)	即時撤廃、5年目撤廃、11年目撤廃(発効時に50%又は35%カットされるものあり)	2.7%~13.2%
化合繊維物、綿織物	即時撤廃、5年目撤廃、13年目撤廃(発効時に50%カット)	3%~25%
毛織物	即時撤廃	2.7%~25%
じゅうたん	即時撤廃	2.7%~8%
衣類	即時撤廃~13年目撤廃(発効時に50%又は35%カットされるものあり)	0.5%~32%
タオルの一部(今治タオル等)	5年目撤廃	9.1% ⁵

(3)繊維分野の原産地規則

- ①複数の締約国において加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度。
- ②繊維及び繊維製品の原産地規則は、「紡ぐ」、「織る」、「縫製」という3つの工程を原則TPP締約国内において行わなければならない「ヤーンフォワード・ルール」。
ただし、綿糸(HS52.04-52.07)、合繊長繊維糸(HS54.01-54.06)、化合繊紡績糸(HS55.08-55.11)、ニット生地(HS60類)については、締約国内での「綿花」、「化合繊短繊維」を使用する「ファイバーフォワード・ルール」。
- ③ヤーンフォワード・ルールを前提としつつ、「供給不足の物品」(ショートサプライ・リスト(SSL))に掲載された域内での供給が十分でない厳選された材料(繊維、糸、生地)については、例外的に域外から調達しても、その最終用途の要件を満たせば原産品として認めている。
(注)衣類を輸出する場合であって、使用する糸がSSLに掲載されている場合、織る、縫製の2工程を域内ですればよく、また、生地がSSLに掲載されている場合、縫製の1工程のみを域内ですればよいことになる。
- ④61類及び62類の衣類が原産品であるか否かは、製品の関税分類を決定する構成部分(表側の生地に占める面積が最も大きい部分)で関税分類番号の変更を満たす必要がある。
<その他の要件>
 - ①弾性生地ルール
61類及び62類の衣類に弾性糸を使った生地(HS6002、5806.20)を使用する場合、当該生地は域内産の糸を使用する。また、関税分類を決定する構成部分に弾性糸が使用される場合には、域内産の糸を使用する。
 - ②縫糸ルール
61類及び62類の衣類及び63類の製品に縫糸(HS5204、5401、5508の縫糸又は5402の糸を縫糸として使用)を使用する場合、当該縫糸は域内産の縫糸を使用する。
 - ③絹100%の着物に関するルール
着物又は帯に使用する絹100%の絹織物を域内で製織、裁断・縫製する必要がある。
※絹織物はSSLで域外調達が例外的に認められているが、着物又は帯に使用する絹

100%の織物の域内調達を義務付け。

④デミニミス(原則、非原産材料が全重量の10%以下の場合、原産品とみなす。)

ただし、弾性糸については、域内産を義務付け。

⑤緊急措置(セーフガード)、関税法令違反に関する税関当局間の協力、監視を規定。

< 第3章 原産地規則及び原産地手続 >

輸入される産品について、関税の撤廃・引下げの関税上の特惠待遇の対象となるTPP域内の原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための証明手続等を定める。本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

(1) TPP特惠税率の適用が可能な12か国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)

(2) 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度の導入(貿易手続の円滑化)

(3) 完全累積制度の実現

TPP協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。日本が締結済みのEPAにおいても、メキシコ、ペルー等で完全累積制度を採用している。

原産地規則の合意の概要

原産地分野の主な規定

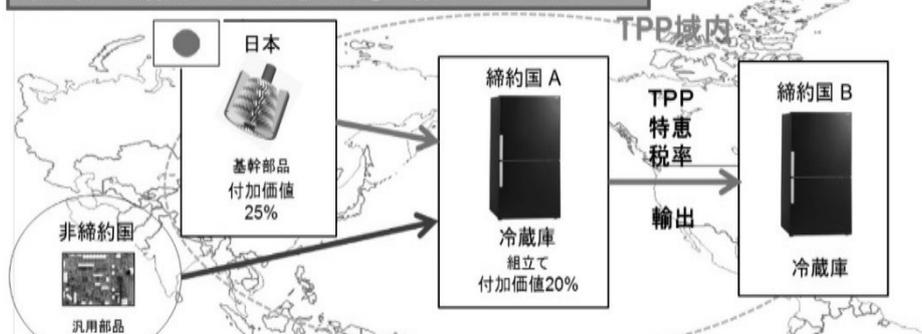
1. 原産地規則の統一

- TPP特惠税率の適用が可能な12か国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)。

2. 完全累積制度

- 複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。

(例) 原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)



累積ルールがない場合には、締約国Aの付加価値が20%であるため、原産地規則「付加価値45%」を満たせないが、累積制度があれば日本の付加価値25%と締約国Aの付加価値20%を加え、付加価値45%となり、付加価値45%以上となるため原産品として認められる。

※完全累積制度: 通常の累積制度は、域内で原産地規則を満たした部品のみ累積ができるが、TPPで採用された完全累積制度の場合には、部品自体が原産地規則を満たしていなくても、TPP域内で当該部品に加えられた付加価値は足し上げが可能になる。



(4) 広域FTA化による原産品輸送の容易化(立証負担の緩和)

二国間のFTAにおいては、製品の輸送の際に第三国を経由した場合には、当該貨物の原産性が維持されているか否かについて輸入国税関に対し立証する負担がある。一方で、TPPは全ての締約国を一つの領域とみなす広域FTAであり、全ての締約国の領域内を移動する限りにおいては、貨物の原産性が維持されることになる。

協定書第3章原産地規則及び原産地手続きの仮訳については下記URLを参照

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_kariyaku/160202_kariyaku_03-1.pdf

附属書3D 品目別原産地規制

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_kariyaku/160202_kariyaku_03-2.pdf

(内閣官房TPP政策対策本部HP TPPの内容より)

日本と各国とのEPA交渉

●日・EU経済連携協定について

今年7月に署名された協定の今後のスケジュールは、日本国内では10月下旬の臨時国会で発効に向けての協議が行われ、EUにおいては12月の欧州議会の本会議にて関連法案等が協議される。2019年3月に英国のEU離脱期限、5月には欧州議会の選挙があることからそれまでの発効を目指す。

日EU・EPAについて

1. これまでの経緯

- 2017年3月の日EU首脳会談において、日EU・EPA交渉の可能な限り早期の大枠合意に向けて、双方が精力的に取り組んでいくことへの強いコミットメントを再確認。
- 首席交渉官以下様々なレベルで、鋭意交渉を継続。
 - 2013年 3月：日EU首脳電話会談で交渉開始
 - 2013年4月～2014年4月：第1回～第5回交渉会合
 - 2014年 5月：第22回日EU定期首脳協議(於：ブリュッセル)
 - 7・10月：第6回・第7回交渉会合
 - 11月：日EU首脳会談(G20サミット 於：ブリスベン)
 - 2014年12月～2015年4月：第8回～第10回交渉会合
 - 2015年 5月：第23回日EU定期首脳協議(於：東京)
 - 7～11月：第11～第13回交渉会合
 - 11月：日EU首脳会談(G20サミット 於：アンタルヤ)
 - 2015年11月～2016年4月：第14回～第16回交渉会合
 - 2016年 5月：日EU・EPAサイドイベント(G7伊勢志摩サミット)
 - 7月：日EU首脳会談(ASEM首脳会合於：ウランバートル)
 - 9月：第17回交渉会合
 - 2017年 3月：日EU首脳会談(於：ブリュッセル)
 - 4月：第18回交渉会合

2. 日EU首脳会談(2017年3月21日)

日EU・EPA交渉の可能な限り早期の大枠合意に向けて、双方が精力的に取り組んでいくことへの強いコミットメントを再確認。

3. 今後の予定

首席交渉官以下様々なレベルで、電話会議等も活用しつつ間断なく鋭意交渉を継続。

(参考) 日EU・EPAの経済規模

	TPP	日EU	RCEP	日中韓
人口 (括弧内は世界人口に占める割合)	8億人 (11%)	6億人 (9%)	34億人 (46%)	16億人 (21%)
GDP(米ドル)	28兆ドル	21兆ドル	23兆ドル	17兆ドル
日本の貿易総額に占める貿易額割合	30%	11%	47%	27%

出典：経産省統計局資料、外務省ホームページ、財務省ホームページ

2017年7月：第24回EU首脳協議で大枠合意

2017年12月：首脳電話会談交渉妥結合意

2018年7月：第25回EU首脳協議で署名

2017年7月「工業製品関税に関する大枠合意結果」の概要(抜粋)

品目名	譲許内容	具体的品目	MFN税率(2013年4月) (注:有税品目)
工業用アルコール	11年目撤廃	変性アルコール、エチルアルコール	10%~27.2%, 38.1円/ℓ
石油	即時撤廃	軽油、重油、灯油、揮発油等すべて	2.2~7.9%, ほか従量税
化学	即時撤廃	プラスチック原料・製品、ゴム原料・製品、有機化学品、無機化学品等すべて	1.6~6.5%
皮革・履物	11年目撤廃	皮革・革靴(関税割当品目) かばん、ハンドバッグ 等	皮革:(1次)12%~16%、(2次)30% 革靴:(1次)17.3%~24%、(2次)30%又は2,400~4,300円/足の高いかばん、ハンドバッグ等:2.7%~18%
	16年目撤廃	毛皮、野球用グローブ等ゼラチン、にかわ 等	毛皮、野球用グローブ等:6.7~30% ゼラチン、にかわ:17%
繊維・繊維製品	即時撤廃	繊維・繊維製品すべて	糸・織物・編物:2%~12.6%、ほか従量税 衣類:3.3~13.4%
非鉄金属	即時撤廃	銅、亜鉛、鉛、フェロアロイ、ニッケル等すべて	2%~7.5%、ほか従量税

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート (2017年4月時点のMFN)
毛の糸・織物	即時撤廃	2%~8%
綿の糸・織物	即時撤廃	4%~8%
化合織の糸・織物	即時撤廃	3.8%~8%
不織布、特殊糸	即時撤廃	3.2%~12%
コーテッド織物類(工業用繊維等)	即時撤廃	4%~8%
衣料品(ジャケット、ネクタイ等)	即時撤廃	6.3%~12%
リネン類(タオル等)	即時撤廃	6.9%~12%

※日EU経済連携協定テキスト(和文)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page4_004215.html



●日中韓経済連携協定について

日中韓FTAについて

1. これまでの経緯

2003年～2009年：民間共同研究を実施。
 2009年10月：日中韓サミットにおいて、産官学共同研究の立上げを目指すことで一致。
 2010年～11年：全7回のFTA産官学共同研究を実施。
 2012年5月：日中韓サミットにおいて、年内の交渉開始につき一致。
 2012年6月～9月：交渉開始に向けた準備のため、3回の事務レベル協議を開催し、実務的な調整を終了。
 2012年11月：ASEAN関連首脳会議の際に、交渉の立上げを宣言。
 2013年3月：第1回交渉会合を開催。
 2013年7月：第2回交渉会合を開催。
 2013年11月：第3回交渉会合を開催。
 2014年3月：第4回交渉会合を開催。
 2014年9月：第5回交渉会合を開催。
 2015年1月：第6回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2015年5月：第7回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2015年9月：第8回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2016年1月：第9回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2016年6月：第10回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2017年1月：第11回交渉会合（首席代表・局長/局次長会合）を開催。
 2017年4月：第12回交渉会合を開催。
 2018年3月：第13回交渉会合を開催。

2. 「日中韓FTA産官学共同研究報告書」のポイント

- 包括的かつ高いレベルのFTAを目指す
- WTOルールと整合的である
- バランスのとれた成果とウィン・ウィン・ウインの状況を目指す
- 各国のセンシティブ分野にしかるべく配慮しつつ、建設的かつ積極的に交渉を行う

3. 今後の予定

- 調整中(次回の交渉会合の開催地は中国)。

東アジアの繊維貿易フロー（2017年）

単位：100万ドル

From	To	Value (100M USD)	% Change (vs 2007)
韓国	日本	436	▲5%
日本	韓国	1,900	▲30%
韓国	中国	482	▲17%
中国	韓国	6,001	+8%
中国	日本	2,741	▲25%
日本	中国	22,066	▲5%
ASEAN	韓国	5,379	+617%
韓国	ASEAN	5,032	+97%
ASEAN	中国	6,129	+538%
中国	ASEAN	35,161	+220%
ASEAN	日本	8,851	+274%
日本	ASEAN	1,963	+68%

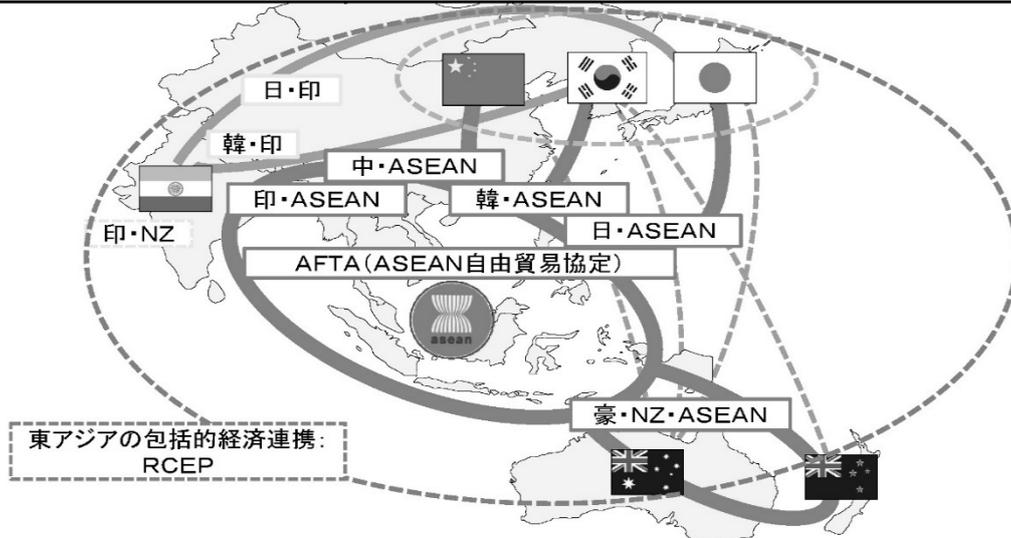
注：()は2007年との比較(%)
 輸入ベースで算出

出所：各国貿易統計

- 21 -

中韓FTA発効を踏まえたアジア貿易自由化への影響

- ・東アジアにおけるFTAネットワークは、2010年までにASEANを軸にほぼ完成
- ・今後、ますますASEANを基軸としたサプライチェーンの拡大が加速すると考えられ、それと共に重要な生産、開発拠点もASEANに移動する可能性あり





●日・RCEP経済連携協定について

9月25日、マレーシアにおいて第24回の交渉会合が開催された。原産地規則、関税について高い頻度の協議を重ね、11月のアセアン閣僚会合の場での実質的妥結を目指す。

東アジア地域包括的経済連携(RCEP)について

1. これまでの経緯

○RCEPとは、既にASEANと「個々に」EPA/FTAを有する日中韓印豪NZ6カ国が1つのEPAを目指すもの。毎年1回以上の閣僚会議を開催。2016年9月のASEAN関連首脳会議において、RCEP交渉の迅速な妥結に向けて、協調的な方法で更に交渉を強化することとされた。

2011年11月：ASEAN首脳会議は、地域包括的経済連携枠組み(RCEP)を採択。
 2012年8月：ASEAN諸国とFTAパートナー諸国の経済大臣会合が開催され、「RCEP交渉の基本指針及び目的」を採択。
 2012年11月：ASEAN関連首脳会議において、「基本指針」を承認し、RCEP交渉立上げを宣言。2013年早期の交渉開始で合意。
 2013年5月：第1回交渉会合(於：ブルネイ)を開催。
 8月：第1回閣僚会合(於：ブルネイ)を開催。
 9月：第2回交渉会合(於：豪州)を開催。
 2014年：第3～6回交渉会合を開催。
 8月：第2回閣僚会合(於：ミャンマー)を開催。
 2015年：第7～10回交渉会合を開催。
 8月：第3回閣僚会合(於：マレーシア)を開催。
 11月：ASEAN関連首脳会議(於：マレーシア)を開催。
 2016年：第11～16回交渉会合を開催。
 8月：第4回閣僚会合(於：ラオス)を開催。
 9月：ASEAN関連首脳会議(於：ラオス)において、RCEP首脳共同声明を發出。
 2017年：第17回～20回交渉会合を開催。
 9月：第5回閣僚会合(於：フィリピン)を開催。
 11月：閣僚会合(於：フィリピン)を開催。
 RCEP首脳会議(於：フィリピン)において、「RCEP交渉の首脳による共同声明」を發出。
 2018年2月：第21回交渉会合(於：インドネシア)を開催。
 2018年3月：第4回中間閣僚会合(於：シンガポール)を開催。
 7月：第5回中間閣僚会合(於：東京)を開催。

2. 「RCEP交渉の基本指針及び目的」(2012年11月首脳会合)のポイント

○ 交渉の原則(抄)

参加国の個別のかつ多様な事情を認識しつつ、既存のASEAN+1FTAよりも相当程度改善した、より広く、深い約束がなされる。

○ 物品貿易

交渉は参加国の既存の自由化レベルを基礎として、(中略)高いレベルの関税自由化の達成を目指す。

3. 「RCEP交渉の首脳による共同声明」(2017年11月首脳会議)(抄)

閣僚と交渉官が、RCEP交渉の妥結に向けて2018年に一層努力することを指示する。

4. 今後の予定

8月末 第6回閣僚会合(シンガポール)

2018年8月：第6回閣僚会合(シンガポール)

2018年9月：第24回交渉会合(マレーシア)

RCEPの意義

1. RCEPが実現すれば、人口約34億人(世界全体の約半分)、GDP約20兆ドル(世界全体の約3割)、貿易総額約10兆ドル(世界全体の約3割)を占める広域経済圏が出現。
2. 世界の成長センターであるアジア太平洋地域経済との連携強化は、我が国が経済成長を維持・増進していくために不可欠。
3. 我が国の貿易総額に占めるFTA締結相手国との貿易の割合(FTA比率)が27%、(中国21.2%、韓国5.6%)増加し、日本再興戦略の目標達成(2018年までにFTA比率70%)に寄与。
4. 物品貿易(関税撤廃・削減等)に加え、サービス貿易、投資、知的財産等が含まれるため、これらの分野での我が国企業の活動を支援、地域におけるルール作りに貢献。
5. 広域のFTAが実現することにより、参加国間における貿易・投資が更に促進されるとともに、地域における効率的なサプライチェーンの形成等に寄与。

●日・コロンビア経済連携協定について

日コロンビアEPAについて  

○2012年9月の日コロンビア首脳会談において、EPA交渉の開始に合意。
 ○2012年12月に第1回交渉会合、2013年5月に第2回交渉会合、同10月に第3回交渉会合、
 2014年2月に第4回交渉会合、同5月に第5回交渉会合、同7月に第6回交渉会合、
 同9月に第7回交渉会合、同10月に第8回交渉会合、同12月に第9回交渉会合、2015年3月に第10回
 交渉会合、同5月に第11回交渉会合、同7月に第12回交渉会合、同9月に第13回交渉会合を開催。

1. 今までの経緯

2011年9月 : 日コロンビア首脳会談において、EPAに関する共同研究開始を決定。

2011年11月
 ~2012年5月 : 共同研究会合を全3回開催。

2012年7月 : 共同研究報告書の公表。

2012年9月 : 日コロンビア首脳会談において、日コロンビアEPA交渉開始に合意。

2012年12月 : 第1回交渉会合を開催。

2013年5月 : 第2回交渉会合を開催。

2013年10月 : 第3回交渉会合を開催。

2014年2月 : 第4回交渉会合を開催。

2014年5月 : 第5回交渉会合を開催。

2014年7月 : 第6回交渉会合を開催。

2014年9月 : 第7回交渉会合を開催。

2014年10月 : 第8回交渉会合を開催。

2014年12月 : 第9回交渉会合を開催。

2015年3月 : 第10回交渉会合を開催。

2015年5月 : 第11回交渉会合を開催。

2015年7月 : 第12回交渉会合を開催。

2015年9月 : 第13回交渉会合を開催。

2. 「日コロンビアEPA共同研究報告書」のポイント

○第3章 EPAの主要分野の分析

- ・センシティブな品目に対する現実的かつ柔軟なアプローチがとられるべき。
- ・貿易の促進と国内の農水産業及び農山漁村の健全な発展を両立させることに適切な配慮を払うことが重要であり、このため、農水産品に関するセンシティブティについて現実的かつ柔軟なアプローチがとられるべき。

○第5章 結論

- ・EPAは、二国間の経済的な統合を更に促進。
- ・できるだけ速やかに交渉を開始することを提言。

2016年は事務レベルでの非公式会合を開催

●日・カナダ経済連携協定について

日カナダEPAについて  

○2012年3月の日加首脳会談において、EPA交渉の開始に合意。
 ○2012年11月に第1回交渉会合、2013年4月に第2回交渉会合、同7月に第3回交渉会合、
 同11月に第4回交渉会合、2014年3月に第5回交渉会合、同7月に第6回交渉会合、
 同11月に第7回交渉会合を開催。

1. 今までの経緯

2010年11月 : 日加首脳会談において、経済連携に前向きに対処することで意見が一致。

2011年3月
 ~2012年1月 : 日加EPAに関する共同研究会合を全4回開催。

2012年3月 : 共同研究報告書の公表。

2012年3月 : 日加首脳会談において、日加EPA交渉の開始に合意。

2012年7月 : 日加EPA交渉準備会合を開催。

2012年11月 : 第1回交渉会合を開催。

2013年4月 : 第2回交渉会合を開催。

2013年7月 : 第3回交渉会合を開催。

2013年11月 : 第4回交渉会合を開催。

2014年3月 : 第5回交渉会合を開催。

2014年7月 : 第6回交渉会合を開催。

2014年11月 : 第7回交渉会合を開催。

2. 「日加EPA共同研究報告書」のポイント

○第3章 EPAの主要分野の分析

- ・農林水産品の貿易促進と国内の農林水産業及び農山漁村の健全な発展を両立させることの重要性に十分配慮すべき。
- ・農林水産品に関するセンシティブティについて、現実的かつ柔軟性のあるアプローチが採られるべき。

○第5章 結論

- ・包括的で高いレベルのEPAは、二国間の経済関係の更なる強化に資する。
- ・センシティブティが双方に存在することに留意。

3. 今後の予定

次回(第8回)会合は、外交ルートを通じて調整中。



●日・トルコ経済連携協定について

9月4日～7日、東京において第11回の交渉会合が開催された。PSR(品目別原産地規則)や知財分野については、トルコがEU関税同盟に加入していることから、日・EU協定の合意内容がベースとなる。

日トルコEPAについて

1 これまでの経緯

2011年11月：G20サミットにおいて、エルドアン・トルコ首相が野田総理に対し、日トルコ間のEPA/FTA締結に向けての期待を表明。

2011年12月：訪日中のババジャン・トルコ副首相が玄葉外務大臣との会談で、日EU間のEPA協議に並行して、日トルコ間でもEPA/FTAの協議を行いたい旨発言。

2012年7月：第1回日トルコ貿易・投資関係会合(玄葉外務大臣、枝野経済産業大臣、チャーラヤン・トルコ経済大臣)において、日トルコEPA共同研究の立上げに合意。

2012年11月：トルコ・アンカラで共同研究第1回会合を開催。

2013年2月：東京で共同研究第2回会合を開催。

2013年7月：共同研究報告書を公表。

2014年1月：日トルコ首脳会談で、EPA交渉開始に合意。

2014年6月：スコーピング協議。

2014年12月：第1回交渉会合を開催。(於：東京)

2015年4月：第2回交渉会合を開催。(於：アンカラ)

2015年9月：第3回交渉会合を開催。(於：東京)

2016年1月：第4回交渉会合を開催。(於：アンカラ)

2016年6月：第5回交渉会合を開催。(於：東京)

2017年1月：第6回交渉会合を開催。(於：アンカラ)

2017年9月：第7回交渉会合を開催。(於：東京)

2018年1、2月：第8回交渉会合を開催。(於：アンカラ)

4月：第9回交渉会合を開催。(於：東京)

6月：第10回交渉会合を開催。(於：アンカラ)

2 「日・トルコEPA共同研究報告書」のポイント

- **日EU・EPAとの関係**
両者は、トルコ・EU関税同盟を念頭に置きつつ、日EU・EPA交渉と並行して交渉を行うことが必要との認識を共有。
- **センシティブ品目の扱い**
関税の撤廃に関し、双方は特定の農産品、水産品等のセンシティブ性を強調。
- **結論**
特定の品目のセンシティブ性に留意しつつも包括的かつ高いレベルのEPAは両国に多大な利益をもたらす、経済関係を更に強化することを認識。両国がEPA交渉を開始することを提言。

3 今後の予定

調整中

2018年9月：第11回交渉会合(東京)

●特許公開情報

2018年9月に公開された織物の製造方法に関する、特許公開情報です。

特許電子図書館 HP: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

検索範囲: 4L048, D03D1/00~D03D27/00

[特許公開情報]

(2018年9月公開分)

<9月分>

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	特開 2018-150668	イー・アイ・デュボン・ドウ・ヌムール・アンド・カンパニー(米)	ポリエステルおよびそれから製造される繊維

2	特開 2018-150638	住商エアバッグ・システムズ株式会社	袋織基布
3	特開 2018-150633	ユニチカ株式会社	樹脂補強用織物およびその織物を用いた樹脂成形物
4	特開 2018-150630	旭化成株式会社	制電性を有する人工皮革
5	特開 2018-150452	旭化成株式会社	布及びその製造方法並びに連続繊維強化樹脂複合材料
6	特開 2018-150202	デンカ株式会社	成形物
7	特開 2018-150119	日立金属株式会社	ハンドレール用布材およびハンドレール
8	特開 2018-145576	東レ株式会社	巻物の製造方法
9	特開 2018-145572	河野 克己 (神奈川)	織物
10	特開 2018-145564	東レ株式会社	混紡糸およびそれを用いてなる繊維構造物
11	特開 2018-145559	ユニチカ株式会社	通風性フェンスの下部に張設する防つるシート
12	特開 2018-145545	帝人株式会社	織物および繊維製品
13	特開 2018-145539	東レ株式会社	強化繊維織物およびその強化繊維織物を用いたプリフォームの製造方法
14	実登 3218019	株式会社アシスト	タオルハンカチ
15	特開 2018-141248	ユニチカ株式会社	メッシュシートの製造方法および製造装置
16	特開 2018-141247	タカタ株式会社	乗員拘束ベルト用ウェビング、シートベルト、及びシートベルト装置
17	特許 6388699	三信製織株式会社	迷彩柄带状織物の製造方法、及び迷彩柄带状織物
18	実登 3217916	株式会社SHINDO	装飾布帛
19	実登 3217829	和光技研工業株式会社	織編物加工品
20	特開 2018-138714	ザ ノース フェイス アパレル コーポレーション	断熱充填材料のためのパッフル構築体
21	特開 2018-138713	帝人株式会社	着色した有機繊維および布帛および衣料および布帛の製造方法
22	特開 2018-138706	東レ株式会社	高熱収縮性ポリアミド繊維、混紡糸および織編物



9月の行事

- 9月26日……………第122回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 9月27～28日…………綿スフ工連広幅先染専門委員会(九州産地)

10月以降の行事

- 10月11日……………第5回繊維産業技能実習事業協議会(東京・経済産業省)
- 11月 1～2日…………綿工連綿's倶楽部「第5回機屋の直売会」(レンタルスペース“さくら”中目黒)
- 11月 2日……………綿スフ工連・綿工連・一般財団法人日本綿スフ機業同交会3団体について
監事監査(東京)
- 11月 5日……………第8回日中韓繊維産業協力会議(中国・西安市)
- 11月 9日……………近畿以西事務局会議(九州産地)
- 11月21～22日…………JFW-Premium Textile Japan 2019 S/S、JFW-Japan Creation 2019
(東京国際フォーラム)
- 12月 1日……………綿工連綿's倶楽部委員会(大阪・綿業会館)
- 12月 5日……………繊維産連常任委員会(東京・東海大学校友会館)
- 12月11日……………平成30年度第2回取引改革委員会(東京・TFTビル)

“ジャパン・コットン・マーク”は
優れた国産綿素材製品の証明です

**JAPAN
COTTON**



Pure Cotton

ピュア・コットン・マーク

**JAPAN
COTTON**



Cotton Blend

コットン・ブレンド・マーク

国産綿素材の優れた品質をアピールして需要振興を
図るため、国内で製造した綿素材の織物を使用した
繊維製品に対してジャパン・コットン・マークの表示を
推進しております。